

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、生徒が学校感染症にかかった場合は本人の休養と他の生徒への感染や流行を防ぐため、出席停止とする（欠席扱いとしない）ことになっています。

ご子が医師に下記の学校感染症と診断された場合には、速やかに学校（担任または保健室）にご連絡ください。また、医師から登校の許可がでましたら、右の**登校許可書（治癒証明書）**に医師の証明を受け、登校時に担任へ提出してください。

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型はH5N1であるものに限る）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の伝染病とみなす。
第2種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症から、5日を経過し、かつ、 解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	発症から、特有の咳が消失するまで又は5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	発症から、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の 医師においての感染のおそれがないと認めるまで

（注1）ただし、症状により、医師が他への感染のおそれがないと認めたときは、このとおりでなくても結構です。

（注2）第2種の基準において、発症後・解熱後の日数を数える際は、発症日・解熱日を各0日目として数えて下さい。

（注3）上の表に含まれない病名の場合、医師が第3種の「その他の感染症」として**感染拡大防止の観点から**

欠席を指示した場合は出席停止としています。右項の登校許可書の10.に診断名の証明をお願いして下さい。

（注4）治癒証明書を入手するために遅刻する場合は、登校時までを出席停止扱いとし、「遅刻」になりません。

登校許可書

(治癒証明書)

桐朋中学校・高等学校

学年 年 組 番 氏名

(上記を記入の上、医師にお渡してください。)

下記疾患のため、学校保健安全法の定めにより、

20 年 月 日から 20 年 月 日の間治療のため自宅安静を指示し、
20 年 月 日から登校して差し支えないものと認めます。

診断名 (該当する疾患の数字に○を付け、必要時をご記入ください。)

1. インフルエンザ () 型
2. 百日咳
3. 流行性耳下腺炎
4. 麻疹
5. 風疹
6. 水痘
7. 咽頭結膜熱
8. 結核
9. 髄膜炎菌性髄膜炎
10. その他の感染症 ()

20 年 月 日

医療機関名

医師名

印